

「中小企業経営強化税制」 「中小企業の経営資源集約化に資する税制」 について

令和6年7月26日

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

(本資料・制度に関するお問い合わせ先)
北海道経済産業局 産業部 中小企業課
担当者：溝口、小野
電話：011-709-2311(内線2574)
E-mail：bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

1. 経営力向上計画について

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

＜中小企業等の経営課題の例＞

【高齢化・人材不足】

熟練工員に頼っているが高齢化が進んでいる。
機械化を行うことで、若手工員でも
作業が行えるようにしたい。



【設備の老朽化】

設備の老朽化が進み、
作業効率が悪化。
メンテナンス費用がかさむ。
最新の設備に更新したい。



【新商品開発や、高度な加工への対応】

新商品開発・製造や、
高度な加工を行いたい。



【経費削減・効率化】

設備導入により外注費削減や
手作業による業務を効率化したい。



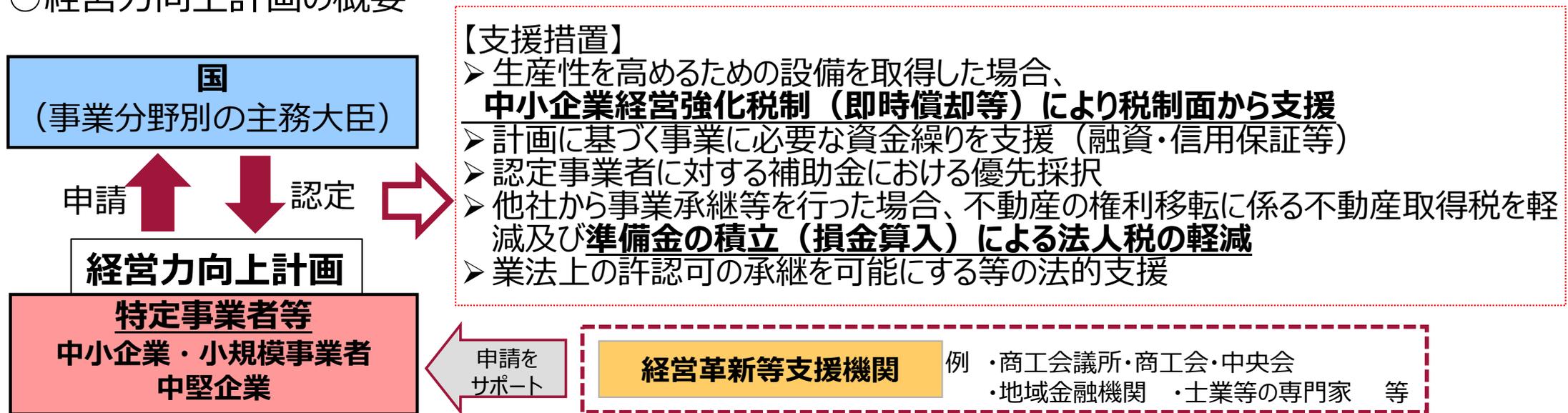
【M&Aによる事業拡大】

M&Aの経営リスクに備えながら
事業拡大を行いたい。

1. 経営力向上計画について

- 各事業分野の主務大臣に「経営力向上計画」の申請をして認定を受けると、税制措置・金融支援・法的支援等を活用できます。

○経営力向上計画の概要



中小企業経営強化税制

認定された経営力向上計画に基づいて
生産性を高めるための設備を取得した場合、
即時償却または税額控除が受けられる制度です
⇒p.3~p.11

中小企業の経営資源集約化に資する税制 中小企業事業再編投資損失準備金 （準備金の積立）

事業承継等事前調査に関する事項を記載した
認定経営力向上計画に基づいて、
**株式取得によるM&Aを実施する場合、
準備金を積立て、損金算入出来る制度**です
⇒p.12~p.15

2. 中小企業経営強化税制

①概要

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得した場合、法人税（※1）について、**【即時償却】**または**【取得価額の10%（※2）の税額控除】**が受けられます。（※1）個人事業主の場合には所得税 （※2）資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

生産性向上設備 （A類型）

生産性が年平均1%以上

収益力強化設備 （B類型）

投資利益率5%以上の
パッケージ投資

デジタル化設備 （C類型）

遠隔操作、可視化、自動制御化
を可能にする設備

経営資源集約化設備 （D類型）

修正ROAまたは有形固定資産回転率
の改善が見込まれるパッケージ投資

- 機械装置（160万円以上）
- 工具（30万円以上）（A類型の場合、測定工具または検査工具に限る）
- 器具備品（30万円以上）
- 建物附属設備（60万円以上）
- ソフトウェア（70万円以上）（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）

税制対象者

経営力向上計画の認定を受けた、青色申告をする中小企業者等

「中小企業者等」とは

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・ 協同組合等

※中小企業等経営強化法における「特定事業者等」（常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人、協同組合等）に限る。

税制適用期間

令和7年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

2. ② 中小企業経営強化税制の要件

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）	経営資源集約化設備（D類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上向上している、一定期間内に販売された設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	①経営強化法の認定 ②修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備
対象設備	（最低価額、販売開始時期） ◆機械装置（160万円以上、10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上、5年以内） ◆器具備品（30万円以上、6年以内） ◆建物附属設備（60万円以上、14年以内） ◆ソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上、5年以内）	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局 ※税理士又は公認会計士による事前確認	経済産業局 ※認定経営革新等支援機関による事前確認	経済産業局 ※税理士又は公認会計士による事前確認
その他要件	生産等設備を構成するものであること※ / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと、等			
税制措置	即時償却 又は 10%税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）			

- ※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。
- ※発電設備は、売電量が2分の1を超える設備は対象外。
- ※医療保健業を行う事業者が取得する器具備品、建物附属設備等は対象外。
- ※コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産で、その管理の概ね全部を他の者に委託するものは対象外。

2. ③中小企業経営強化税制 各類型の活用イメージ

A類型 ①金属加工用機械を取得

機械の取得により加工精度を向上させ、労働生産性をUP！

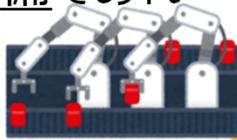
工業会証明書が発行される設備（前ページにおけるA類型の要件を満たす設備）を取得した場合には、本税制を活用することができます。



B類型 ②製造ラインを取得

商品製造ラインの機械化で売上高をUP！

工業会証明書が取得できない設備であっても、1つの投資計画において投資利益率が年平均5%以上を実現するために導入する設備であれば、本税制を活用することができます。



B類型 ③内装工事に係る電気設備や給水設備等を取得



工場や小売店舗の改装により売上高をUP！

投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備であれば、電気設備や給水設備等の建物附属設備にも活用できます。ただし、建物は本税制の対象にはなりません。

C類型 ④ネット中継設備を取得

デジタル技術を用いて、非対面での事業やテレワークを実施！

デジタル化を通じた非対面・非接触ビジネスを促進するための設備で、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備について、本税制を活用することができます。



D類型 ⑤M&Aに伴い新商品を製造するための機械装置を取得

経営資源集約の効果を高める機器を導入！

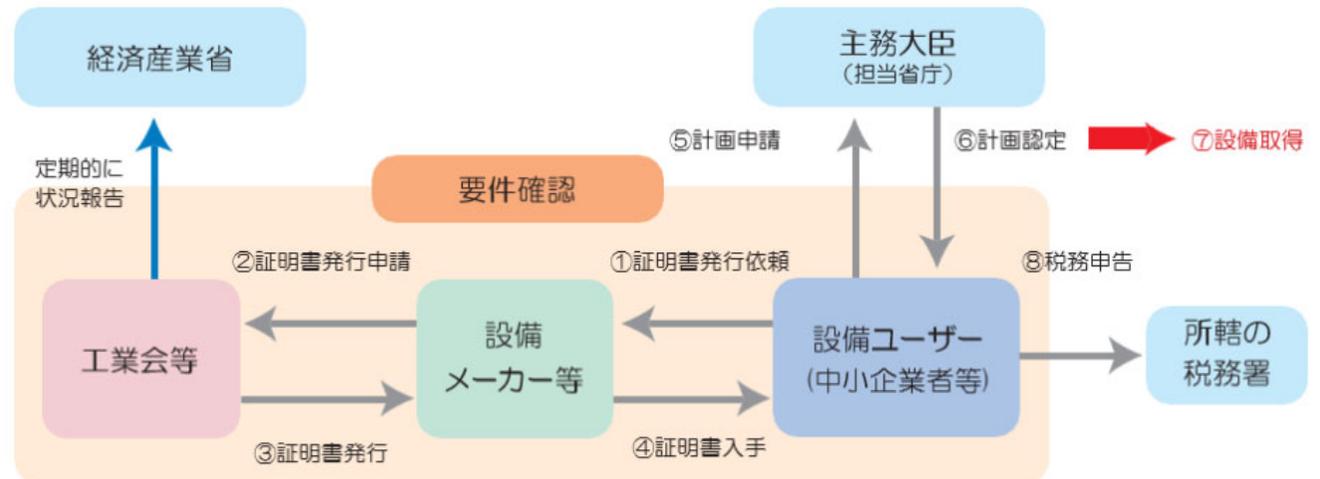
事業承継の実施後に行う設備投資により修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する場合、事業承継等事前調査を伴う経営力向上計画を策定することで、本税制を活用することができます。



2. ④中小企業経営強化税制 手続きの流れ（1）

生産性向上設備（A類型）

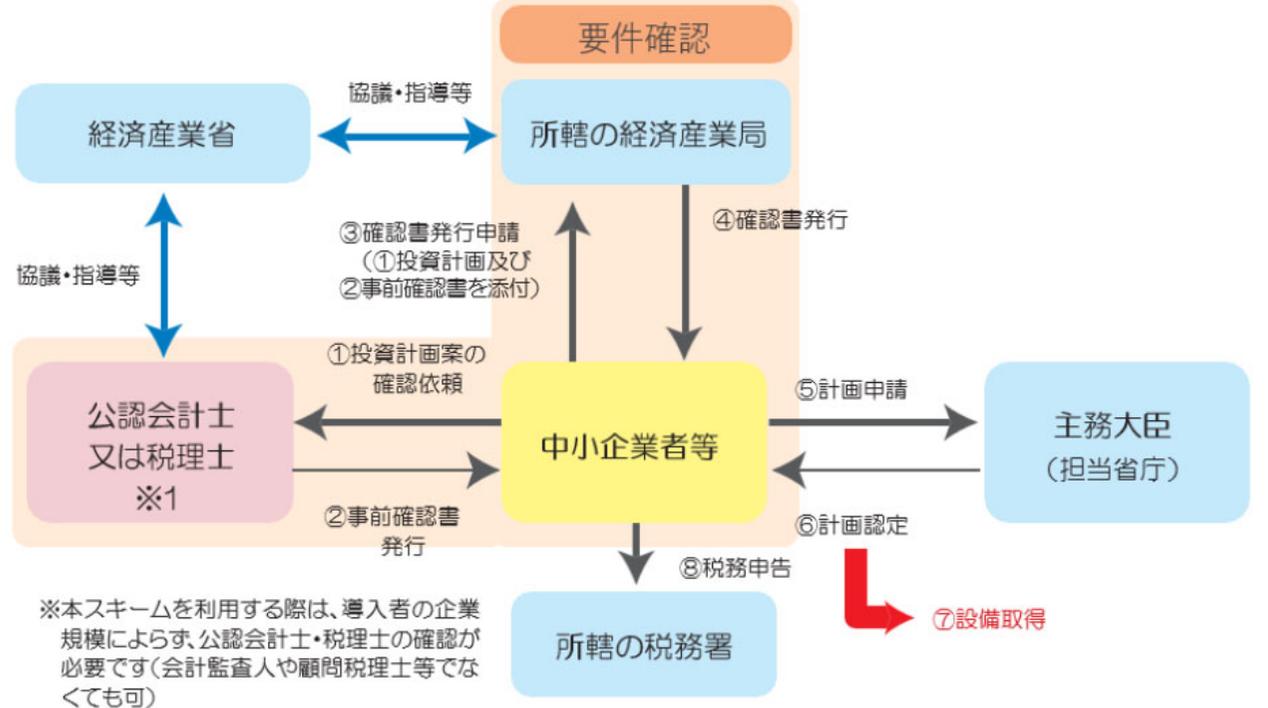
1. 設備メーカーを通じて、工業会
証明書の発行を依頼
2. 工業会証明書（写し）を添付し、
経営力向上計画の策定
3. 設備取得・税務申告



収益力強化設備（B類型）

経営資源集約化設備（D類型）

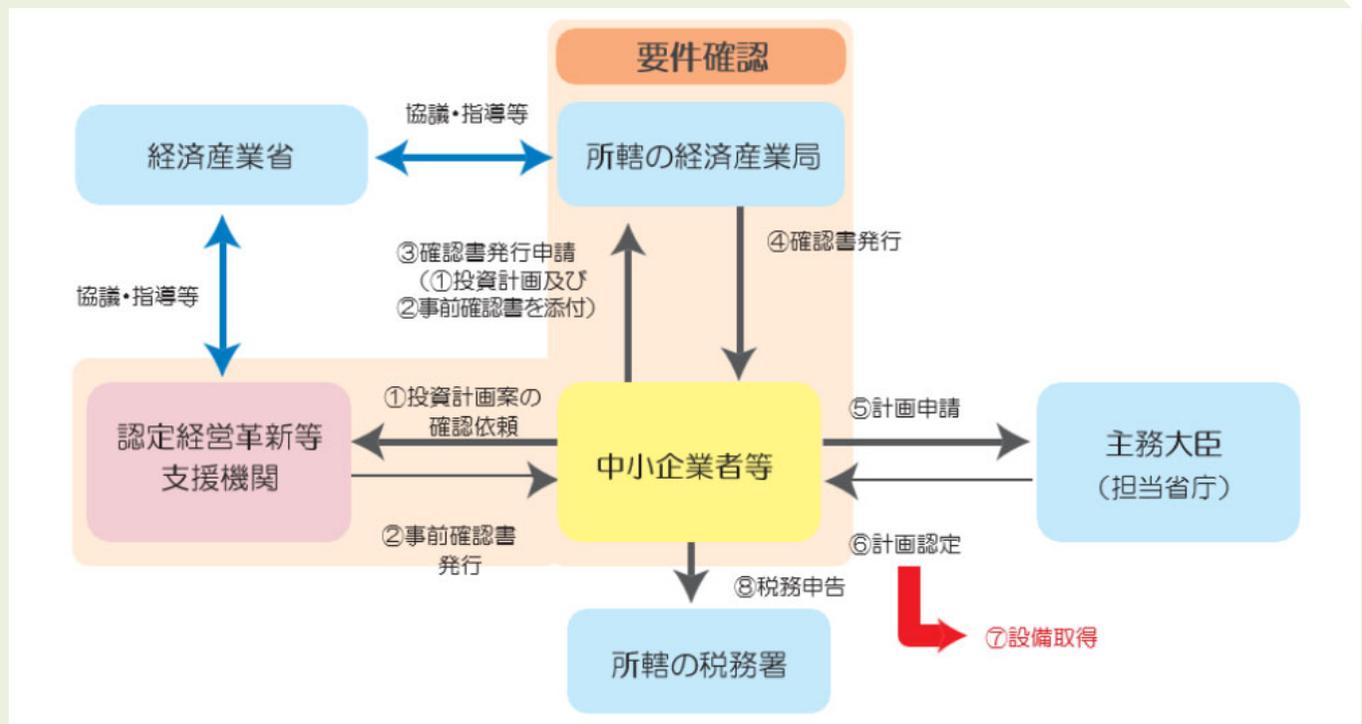
1. 税理士又は公認会計士による
事前確認書を取得した上で、本社
所在地を管轄する経済産業局に
投資計画の確認申請を行う
2. 投資計画確認書（写し）を添付
し、経営力向上計画の策定
3. 設備取得・税務申告



2. ④中小企業経営強化税制 手続きの流れ（1）

デジタル化設備（C類型）

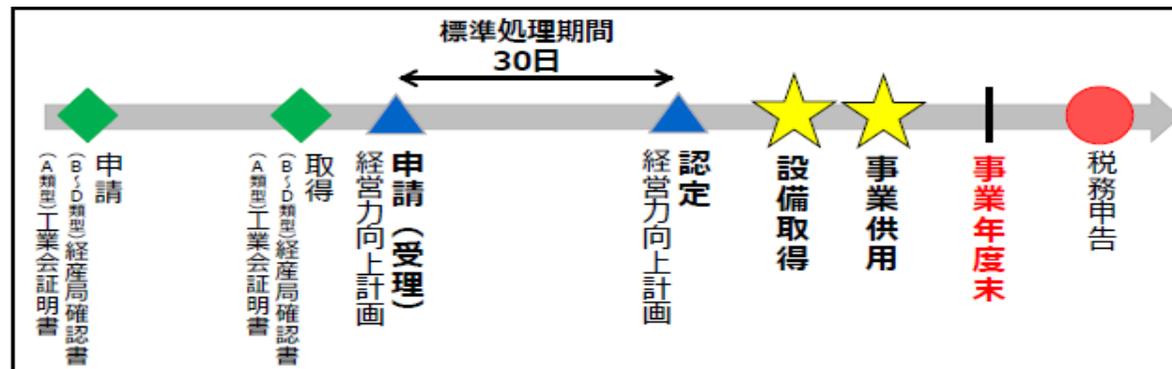
1. 認定経営革新等支援機関による事前確認書を取得した上で、本社所在地を管轄する経済産業局に投資計画の確認申請を行う
2. 投資計画確認書（写し）を添付し、経営力向上計画の策定
3. 設備取得・税務申告



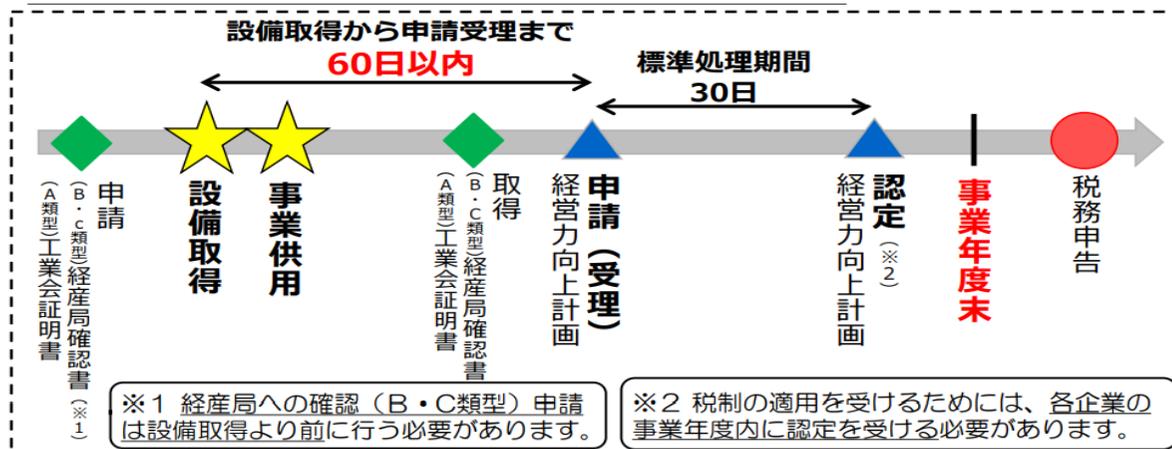
2. ④中小企業経営強化税制 手続きの流れ（2）

- 事業年度内に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
- 原則、設備の取得前に計画の認定を受けてください。A、B、C類型については、【例外】として、設備取得後の申請が可能ですが、その場合、設備取得から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。
- A類型工業会証明書の申請と、B、C、D類型の経済産業局への確認申請は設備取得より前に行う必要があります。

【原則】



【例外】



2. ⑤ 中小企業経営強化税制 申請イメージ

- 【経営力向上計画】には、自社の情報をはじめ、経営状況や課題などの現状認識、労働生産性等の指標における現状値や目標値、経営力を向上させるための具体的な実施事項や設備投資の内容、税制の活用希望する設備などの記載します。

申請書記載イメージ

～A類型の場合～

申請書カガミ

自社の概要や経営状況、課題など

労働生産性等の現状値と目標値

税制の活用を希望する設備投資

添付書類 A類型

工業会の証明書を添付

※経済産業部局への「経営力向上計画に係る認定申請書」は、令和4年4月より原則 電子申請 に移行しています。

2. 【参考】経営力向上計画 電子申請について

- 経済産業局や一部省庁において、「経営力向上申請プラットフォーム」から電子申請ができます。経済産業局宛のみの申請については、令和4年4月より完全電子化に移行しております。
- 経営力向上申請プラットフォームを利用する場合には、GビズIDプライムのアカウント取得が必要です。

電子申請のメリット

- ・ 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用できます。
- ・ 申請書の郵送費用が不要になります。

(経済産業局のみに提出する場合)

- ・ 標準処理期間が休日等を除く14日に短縮されます(紙申請の場合は30日)。
- ・ 認定書は郵送されず、システムからダウンロードが可能です。

✓ 電子申請方法

1. [経営力向上計画申請プラットフォーム](https://koujoukeikaku.force.com/) (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、「gBizIDでログイン」をクリックし、事前に取得したGビズIDプライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終わると、①電子申請可能な場合：「申請」ボタンをクリックしてください。②電子申請ができない場合：PDF出力ができますので、まず「登録」ボタンをクリック、次に「PDF出力」ボタンをクリックし、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。



2. 【参考】よくある質問

設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか？

原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。（Q&A共-7）

取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか？

機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

（Q&A共-10）

購入ではなくリースの場合は税制措置の対象になるのか？

ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（即時償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。（Q&A共-12）

他の税制と中小企業経営強化税制の併用は？

同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。（Q&A共-16）

参考：Q&A集 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>

3. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

①概要

- 経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下の措置が活用できます。

-設備投資減税 (中小企業経営強化税制)

-準備金の積立 (中小企業事業再編投資損失準備金) **【適用期限：令和9年3月31日まで】**

設備投資減税

経営力向上計画に基づき、以下いずれかの要件に該当する一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除*** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

経営資源集約化に資する設備(D類型)

M&A後に取得するもので、M&Aの効果を高める*設備

※修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画を作成し、確認を受ける必要。

生産性向上設備(A類型)

生産性が年平均1%以上向上

収益力強化設備(B類型)

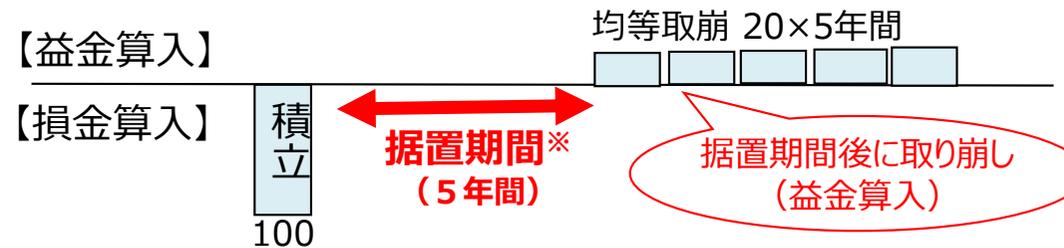
投資利益率5%以上のパッケージ投資

デジタル化設備(C類型)

遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備

準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能(積み立てた金額は損金算入)**。



※簿外債務が発覚し、減損等が生じた場合等には、準備金を取り崩して益金に算入。

(参考) 令和6年度税制改正による制度拡充について

過去5年間にM&Aを実施した中堅・中小企業が、産業競争力強化法において新設する特別事業再編計画の認定を受けて株式取得によるM&Aを実施し、認定後1回目のM&Aにおいては株式取得価額の90%、2回目以降は100%の金額を準備金として積み立てた場合に、その事業年度において当該金額を課税所得から損金算入することができます(益金算入開始までの据置期間10年)。*拡充枠を利用するために必要な産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画に関する手続き等については、同法施行後に公表を予定

3. ②準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）の要件等

M&Aの基本合意後、経営力向上の内容に**株式取得**を含み、かつ**事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を主務大臣の申請します。**認定計画の内容に従って**株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、**確認書の交付を受けてください。

事業承継等事前調査とは

- ・M & Aによる買手側が売手側に対して行う調査で、**法務、財務、税務等**の観点から、引き継ぐ経営資源について**損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）**と呼ばれています。
- ・認定にあたっては、十分な事前調査を実施する予定かどうか、**「事業承継等事前調査チェックシート」**を元に確認を行いますので、計画申請時にチェックシートについても提出ください。

事業承継等事前調査チェックシート（イメージ）

事業承継等事前調査 チェックシート（財務・税務DD）
※入力にあたっては、「事業承継等事前調査チェックシート作成の手引き」をご確認ください。

大項目	中項目	小項目	一般的な調査項目例	実施予定	実施予定でない場合はその理由
財務DD	貸借対照表	①現金	残高、預貯金の引き出し制限等、現金管理状況、資金繰り等		
		②売上債権	売上の計上基準、取引先との取引条件、売上債権の回収可能性、売上管理の状況、受取手形の裏書・割引等		
		③棚卸資産	棚卸資産の評価基準、評価の妥当性、仕掛品の認識・測定方法、帳簿残と実地棚卸との差異、重要な棚卸資産の視察等		
		④有形固定資産	減価償却方法、評価の妥当性や将来予定されるコスト（土壌汚染、建物の修繕・現状回復費等）、（不動産については）担保提供の状況、重要な有形固定資産の視察等		
		⑤無形固定資産	実在性、契約書等、減価償却方法、評価の妥当性等		
		⑥リース取引	会計処理基準、契約内容等		
		⑦有価証券	会計方針、残高、評価の妥当性、（株券が発行されているものについては）現物管理等		
		⑧デリバティブ・外貨建取引	取引の有無、会計方針、契約内容、評価の妥当性等		
		⑨買付金等	契約内容、買付金等の回収可能性、（役員・関係会社に対する買付金等がある場合には）取引条件の妥当性等		
		⑩敷金・保証金	契約内容、敷金・保証金の回収可能性等		
		⑪その他の資産	その他の資産の有無、会計方針、実在性・評価の妥当性等		
		⑫仕入債務	仕入の計上基準、仕入先との取引条件、支払管理の状況等		
		⑬有利子負債	借入条件（担保状況等含む）、残高、（役員・関係会社からの借入等がある場合は）取引条件の妥当性等		
		⑭退職給付引当金	採用している退職金制度、（退職金を支給額が見積りうる場合には）計上額の妥当性等		
		⑮その他の負債	その他の負債の有無、会計方針、帰属性等		
⑯純資産	純資産の構成要素、（定款や登記・議事録・法人様申告書等から）発行済株式数や株主推移、（自				

行為類型

- ・他の特定事業者等※1の**株式等を取得するもの**※2であって、**事業の承継を伴う**※3もの
- ※1 特定事業者等とは経営強化法上の特定事業者等を指します。
- ※2 **事業譲渡や合併などは**、準備金の積立については、**対象外**です。
- ※3 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要であり、実質的に事業の承継とはいえないものは除かれます。

<対象外となるケースの具体例>

- ・同一の者に支配された法人間（グループ間）での事業の移転
- ・親族内での株式移転
- ※グループ内、親族内の考え方については、「中小企業の経営資源集約化に資する税制 Q & A（中企庁HP）」を参照。

取崩要件

- ・経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
- ・取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
- ・株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
- ・取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
- ・取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
- ・株式を取得した法人が解散した場合（全額）
- ・株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取りやめた場合（全額）
- ・それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）

3. ③手続きの流れ

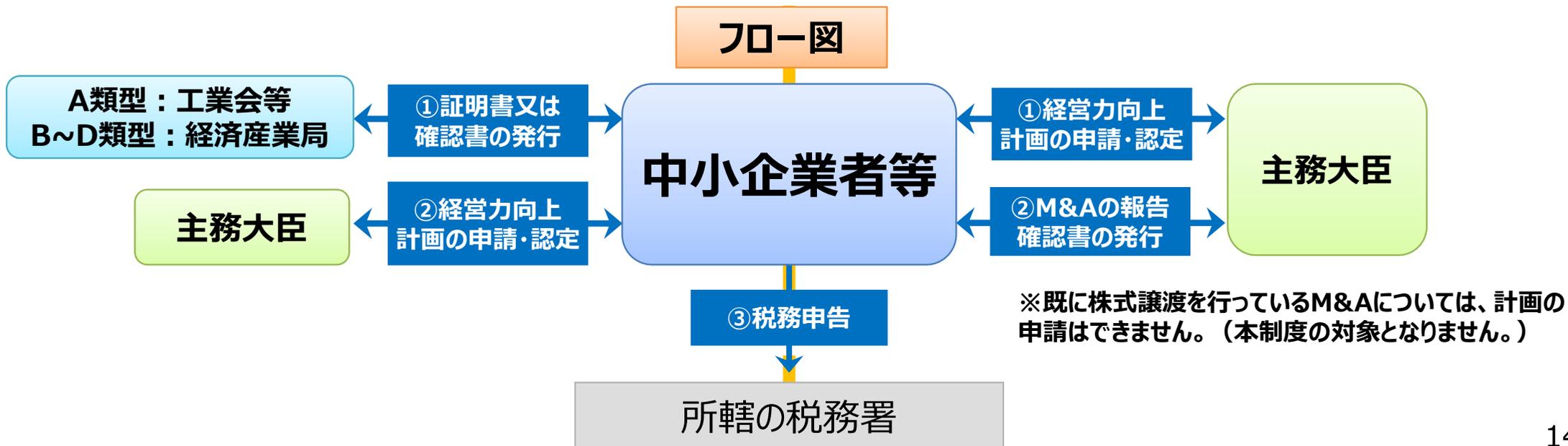
設備投資減税（中小企業経営強化税制）

- ① **工業会等（A類型）** または **経済産業局（B～D類型）** の証明・確認を受け、**工業会証明書又は確認書の交付**を受けます。
- ② ①の**証明書・確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請**します。認定を受けた場合、主務大臣から、計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付されます。
- ③ 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

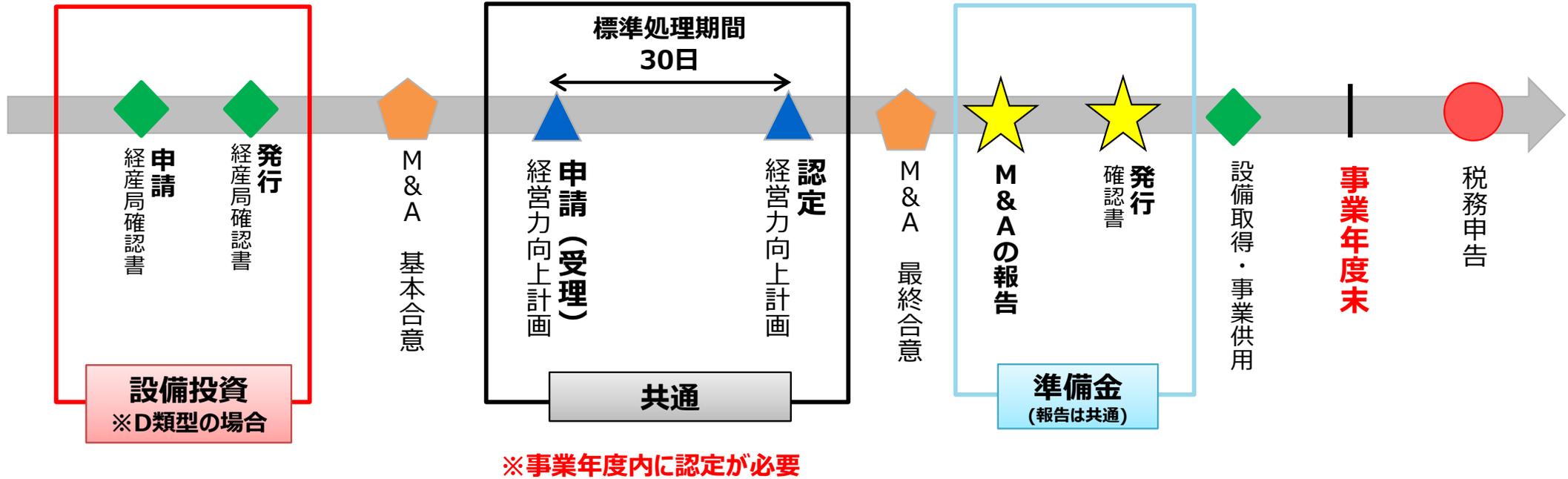
準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

- ① M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に**株式取得**を含み、かつ**事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を主務大臣の申請**します。申請時に、併せて「**事業承継等事前調査チェックシート**」を添付する必要があります。
- ② 認定計画の内容に従って**株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告**し、**確認書の交付**を受けてください。
- ③ 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。

フロー図



3. ③手続きの流れ <設備投資減税と準備金の積立を併用する場合>



設備投資

- ・D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける
- ※経営強化税制A~C類型を活用することも可能。

- ・経営力向上計画に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し及び計画認定書の写しを添付。

準備金

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載する
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

- ・M&Aの実施後速やかに、様式5を用いて、事業承継等・事業承継等事前調査の内容について報告。
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを添付

※必ずしも事業年度内である必要はない

【参考】経済産業税制総合Webページについて

令和6年4月、経済産業省ホームページに経済産業税制総合Webページが開設されました。

<https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html>

ホーム ▶ 政策について ▶ 経済産業税制総合Webページ

経済産業税制総合Webページ

経済産業税制総合Webページ

事業者区分別／トピック別に活用いただける税制についてご案内しています

お知らせ 2024年04月22日 税制総合ページを公開しました。

事業者区分で探す

- 中堅企業に活用いただける税制
- 中小企業に活用いただける税制
- スタートアップに活用いただける税制
- 個人（投資家など）の方に活用いただける税制

トピックで探す

- 研究開発
- 賃上げ、人材確保人への投資
- スタートアップ応援
- 中小企業の設備投資
- GX投資
- デジタル投資
- 組織再編
- 事業承継・M&A
- エネルギー関連
- 国際課税
- その他

- 中堅企業に活用いただける税制
- 中小企業に活用いただける税制
- スタートアップに活用いただける税制
- 個人（投資家など）の方に活用いただける税制

賃上げに取り組まれた方

- 賃上げ促進税制
- 先端設備等導入計画による固定資産税の特例

設備投資に取り組まれた方

- 地域未来投資促進税制
- 地方拠点強化税制
- 中小企業投資促進税制
- 中小企業経営強化税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
- 再エネ固定資産税制
- 中小企業防災・減災投資促進税制（BCP税制）

事業承継に取り組まれた方

- 事業承継税制
- 中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）
- 事業再編・統合等に係る登録免許税の軽減措置
- 事業再編・統合等に係る不動産取得税の軽減措置

海外展開に取り組まれた方

- 中堅・中小企業向け海外展開のための税制基礎資料